第十五条の四　特定機能病院の開設者は次に掲げるところにより、法第十九条の二各号に規定する措置を講じなければならない。

一　（略）

二　次に掲げる要件を満たす医療の安全の確保に関する監査委員会を設置し、委員名簿及び委員の選定理由について、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出すること及び公表を行うこと。

イ　（略）

ロ　イに規定する利害関係のない者には、次に掲げる者を含むものとすること。

(1)　医療に係る安全管理に関する識見を有する者（医療安全管理部門に配置された専従の医師、薬剤師又は看護師として三年以上の経験がある者に限る。）

(2)　（略）

ハ　（略）

ニ　次に掲げる業務を行うこと。

(1)　管理者の医療に係る安全管理に関する業務の状況を確認すること。

(2)・(3)　（略）

(4)　(1)から(3)までに掲げる業務について、その結果を公表すること。

三・四　（略）

第二十二条の二　法第二十二条の二第一号の規定による特定機能病院に置くべき医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数は、次に定めるところによる。

一～六　（略）

２　（略）

３　第一項の特定機能病院に置くべき医師については、同項第一号の規定による医師の配置基準数の半数以上が、内科、外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科、救急科、脳神経外科、整形外科、形成外科、麻酔科又は総合診療の専門の医師でなければならない。

第三十条の三十三の二十二　法第三十条の二十三第一項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる者の開設する病院とする。

一　（略）

二　独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人

三・四　（略）

２～４　（略）

第十五条の四　特定機能病院の開設者は次に掲げるところにより、法第十九条の二各号に規定する措置を講じなければならない。

一　（略）

二　次に掲げる要件を満たす医療の安全の確保に関する監査委員会を設置し、委員名簿及び委員の選定理由について、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出すること及び公表を行うこと。

イ　（略）

ロ　イに規定する利害関係のない者には、次に掲げる者を含むものとすること。

(1)　医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者

(2)　（略）

ハ　（略）

ニ　次に掲げる業務を行うこと。

（新設）

(1)・(2)　（略）

(3)　(1)及び(2)に掲げる業務について、その結果を公表すること。

三・四　（略）

第二十二条の二　法第二十二条の二第一号の規定による特定機能病院に置くべき医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数は、次に定めるところによる。

一～六　（略）

２　（略）

３　第一項の特定機能病院に置くべき医師については、同項第一号の規定による医師の配置基準数の半数以上が、内科、外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、救急科、脳神経外科、整形外科又は麻酔科の専門の医師でなければならない。

第三十条の三十三の二十二　法第三十条の二十三第一項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる者の開設する病院とする。

一　（略）

二　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

三・四　（略）

２～４　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第九条の二十の二、第九条の二十五及び第十五条の四の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病院（この省令による改正後の医療法施行規則（以下「新規則」という。）第六条の三第三項に規定する特定機能病院を除く。）であって、新規則第六条の四第一項の規定に適合するものではないものに対する同項の適用については、同項に規定する診療科名及び診療科に係る診療を開始するための計画を記載した書類を厚生労働大臣に提出した場合に限り、令和十一年四月一日まで（当該計画に基づき新規則第六条の四第一項の規定に適合することとなったときは、そのときまで）の間は、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病院であって新規則第九条の二十第一項第一号ホの規定に適合するものではないものについては、当分の間、新規則第六条の三、第六条の四、第九条の二の二、第九条の二十及び第二十二条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条　この省令の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病院であって新規則第九条の二十第一項第三号ハ及びニの規定に適合するものではないものについては、同号ハ及びニに規定する体制の整備を開始するための計画を記載した書類を厚生労働大臣に提出した場合に限り、令和九年四月一日まで（当該計画に基づき当該体制を適切に整備することとなったときは、そのときまで）の間は、同号ハ及びニの規定は適用しない。